

千葉大学大学院人文公共学府 研究生期間延長募集案内

研究生の研究期間延長について

本学府において研究生として 1 年間在学した者が引き続き研究の継続を希望する場合、許可を得てその期間を延長することができます。ただし、外国人留学生の場合、研究生が「留学」の在留資格で活動できる期間は、他大学での研究生在学期間を含め最長 2 年までとなります。

1. 申請期間

2025年 4月からの期間延長	2025年2月28日（金）から3月4日（火）まで
2025年10月からの期間延長	2025年8月18日（月）から8月20日（水）まで

- ① 出願書類の提出は、窓口を持参、または郵送とします。
- ② 受付時間は、平日9時から11時30分、13時30分から16時30分までです。
- ③ すべての書類を一括して提出してください。なお、提出された書類は一切返却しないので、必要がある場合は各自でコピーを取ってください。
- ④ 出願期間は、学内行事の都合で変更になる場合があります。

2. 提出書類

提出書類等	該当者	備考
①研究生期間延長願書 (所定様式)	全員	「本人以外の連絡先」は出願者本人に関する緊急時連絡先となる方で、日本在住の父母や配偶者、またはそれに準じる方としてください。外国人の方は、身元引受人でも結構です。いずれも必ずご本人から了解を得た上で記入してください。指導教員の署名捺印欄があります。出願前に、期間延長後も引き続き研究指導を受けられるかを指導教員に確認し、署名または捺印をもらった上で提出してください。
②学生証発行申請書	全員	所定様式。3か月以内に撮影した写真（縦4cm×横3cm）を貼付してください。
③在留カードの写し (両面)	外国人のみ	

3. 選考及び期間延長許可

- ① 書類審査により選考します。
- ② 選考の結果はメールにより通知します。期間延長許可者には、併せて関係書類を送付します。
- ③ 研究期間は、期間延長を許可された学期（6ヶ月）又は年度（1年間）です。
- ④ 期間延長を辞退する場合は、速やかに申し出てください。

4. 期間延長に必要な経費

授業料 173,400円(6ヶ月分) 年額 346,800円

授業料の納入期日及び納入方法等は、改めて通知しますので、速やかに納入できるように予め準備しておいてください。研究生には、授業料の免除・納入猶予・分納の制度はありません。

また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

既納の授業料は返還しません。

【注】検定料・入学料は必要ありません。

5. その他

- ① 期間延長後、研究生として不適当と認められたときは、研究生の身分を取り消すことがあります。
- ② 研究が終了し、研究成果報告書を提出した時は、希望により研究証明書の交付を受けることができます。
- ③ 研究期間中に大学院等への進学又は就職等の都合により研究を継続できなくなった場合は、直ちに指導教員を経由して退学願を提出してください。これを怠り放置しておくとは除籍の処分を受けることがありますので留意してください。

6. 問合せ・提出先

千葉大学 人文系学務課大学院学務室 人文公共学府担当

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33 (文学部棟1階)

TEL: 043-290-2354

FAX: 043-290-2356

E-mail: gah2352@office.chiba-u.jp

開室時刻: 8:30-12:00, 13:00-17:00

※時間外にいただいた電子メールによる問合せについては、翌開室日以降にご返信いたします。